

- 認定こども園・幼稚園・保育所を利用するとき ⇒ **支給認定** の申請が必要です。
- 子ども・子育て支援新制度へ移行しない幼稚園を利用するとき ⇒ 支給認定は不要です。

支給認定の区分	年齢	状況	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	教育を希望	認定こども園・幼稚園
2号認定	満3歳以上	保育が必要	認定こども園・保育所
3号認定	満3歳未満	保育が必要	認定こども園・保育所



申請に必要な書類

全ての書類をそろえてから申請してください。

必要書類	1号認定 ⇒ 園へ提出	2号・3号認定 ⇒ 園 又は 市窓口へ提出
① 支給認定申請書兼現況届	必要	必要
② 保育利用申込書	不要	必要 ※利用案内2の証明書類も必要です。
③ 世帯の状況を証する書類 … A～E に該当する方は提出してください。(いずれも写し)		
A ひとり親世帯	・全部事項証明書(戸籍謄本)	
B 障がい者(児)と同居	次のいずれかの書類 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護(療育)手帳 ・特別児童扶養手当の受給を証するもの ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの	
C 生活保護受給世帯	・生活保護受給資格証明書	
D 就学前の兄弟姉妹が、認定を必要としない施設(※)を利用	・在園証明書(各園の様式)又は通所を証するもの ※ただし、幼稚園就園奨励費補助金の対象となっている方は、在園証明書は不要です。 (※)認定を必要としない施設 = 新制度へ移行しない幼稚園・障がい者通所施設等	
E 申請児童が第2子(又は第3子)以降の場合 ※保育料階層区分により異なります。	年齢に関わらず、生計を一にする兄弟について 父母の市町村民税の扶養に入っている、又は、兄弟が八戸市に税申告をしている ⇒ 書類不要	父母の市町村民税の扶養に入っておらず、かつ、兄弟が八戸市に税申告をしていない(他市町村課税者や未申告者など) ⇒ 兄弟の市町村民税額がわかる書類

④ 市町村民税額及び所得額がわかる書類 (父母それぞれについて)

- 平成29年1月1日及び30年1月1日に八戸市に住民登録がある方 … **不要**
- 平成29年1月1日に八戸市に住民登録がない方 … 平成29年度の税額・所得額がわかる書類 (30年4月～8月の保育料算定のため)
- 平成30年1月1日に八戸市に住民登録がない方 … 平成30年度の税額・所得額がわかる書類 (30年9月～31年3月の保育料算定のため)

◎ 次のいずれかの写し

- ① 市町村民税 所得課税証明書 … 1月1日時点の市町村から取得できます。
- ② 市町村民税 特別徴収税額通知書 … 給与から特別徴収(天引き)されている方に通知されています。
- ③ 市町村民税 納税通知書 … 納税通知書により納付している方に通知されています。(納税証明書ではありません)

※ 氏名・均等割・所得割・扶養人数・税額控除(住宅借入金特別税額控除等)がわかる書類が必要です。
 ※ 税額控除があっても記載がない場合は、確定申告書又は源泉徴収票の写しを添付してください。
 ※ 海外勤務等の場合、現地での税申告の証明等、海外での収入がわかる書類が必要です。



保育が必要なことを証明する書類

父母それぞれについて必要です。

保育を必要とする事由		証明書類
就労 ※月64時間以上	雇用主がある場合 ・社員・パート・アルバイト等。 ・内定でも可。	○就労証明書（兼産休・育休証明書）【市様式】 ※本社以外（支社や事業所）の代表者の押印による証明でも可。 ※育児休業明けの場合、復職（予定）日の前1か月に含まれる入園日から申込可。
	自営業や報酬を受けている場合 ・事業手伝いを含む。	○就労状況申立書【市様式】
	農業従事の場合 ・農業専従者を含む。	○就労状況申立書【市様式】 ○農地基本台帳記載証明書 ※市内に農地がある場合、農政課（市庁別館5階）で取得できません。所有者と別世帯の場合は委任状が必要です。
	内職の場合	○家内就労（内職）証明書【市様式】
出産	出産月を含む前3か月 ～出産日から8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	○母子健康手帳の出産予定日の記載があるページ（写し）※八戸市の手帳の場合、妊婦保健指導報告書のページ
疾病・障がい	疾病・けが等	○診断書【市様式】
	障がい	○次のいずれかの書類（写し） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護（療育）手帳 ・特別児童扶養手当の受給を証するもの ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
介護・看護 ※月64時間以上		○介護・看護申立書【市様式】 ○診断書【市様式】 又は 次のいずれかの書類（写し） ・介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの） ・障害者手帳等 ・施設通所付添の場合、在学・通所証明書等、施設の利用状況を確認できるもの
災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧にあたっている場合	○申立書【市様式】 ○り災証明書
求職活動・起業準備	90日を経過する日が属する月の末日まで	不要 ※原則、入園後3か月以内に就労証明書等を提出してください。 ※認定期間内に就労の見込がないときは、認定期間によっては、再度認定の申請ができる場合があります。
就学・職業訓練 ※月64時間以上	修了日が属する月の末日まで ・自動車学校の場合は1か月のみ。	○在学（受講）証明書 ○時間割表・カリキュラム等（写し）

○新規申込の場合、下記書類も必要です。※利用調整（選考）の優先順位に関わります。

60歳未満の同居祖父母等が就労しているなど、「保育を必要とする事由」に該当する場合（世帯分離している同居者を含む）	同居祖父母等について、上記事由の証明書類
要介護者と同居している場合	介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの）（写し）

◎様式は市ホームページからダウンロードできます。 <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>
総合メニュー > トップ > 子育て > その他お知らせ等 > 支給認定申請書・各種様式のダウンロードはこちらから

◎マイナポータルで保育に関するサービスの検索やオンライン申請ができます。
総合メニュー > トップ > サービス・手続き > 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度) > マイナポータルについて
◇マイナポータルのご利用はこちらから → マイナポータルサイト（内閣府）からログインしてください。

保育利用時間（保育必要量）

2号・3号認定

- 保育を必要とする事由や状況により、保育を利用できる時間が「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。保育料は区分によって異なります。
- 父母どちらかの事由が保育短時間に該当する場合は、保育短時間の認定となります。
- 保育標準時間に該当する事由であっても、希望により保育短時間の認定を受けることができます。

保育標準時間 ⇒	延長保育 (別料金)	1日最大 11 時間まで利用可能	延長保育 (別料金)
保育短時間 ⇒	延長保育 (別料金)	1日最大 8 時間まで利用可能	延長保育 (別料金)

※開園時間や延長保育の時間は、各園で異なります。

保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間
○就労 ○介護・看護 ○就学・職業訓練	基準：月 120 時間以上の就労等	基準：月 64 時間以上の就労等 ※月120時間以上でも希望がある場合に認定
○出産 ○疾病・障がい ○災害復旧	認 定	※希望がある場合に認定
○求職活動・起業準備 ○育児休業（兄妹の継続利用）	不 可	認 定

支給認定の有効期間

○基本的に下記の期間で認定されます。

1号認定

2号認定

就学前まで

3号認定

3歳の誕生日の前々日まで

○ただし、保育を必要とする事由が出産・求職活動・起業準備・就学・職業訓練・育児休業の場合は、有効期間が異なります。（利用案内2を参照）

保育料（利用者負担額）

1号・2号・3号認定

※平成30年度の保育料は、決まり次第お知らせします。

○保育料は次により決定されます。

- ・入園年度の4月1日の年齢（年度内に誕生日を迎えても、基準年齢（保育料）は変わりません）
- ・30年4月～8月の保育料 … 29年度市町村民税額から算定
- ・30年9月～31年3月の保育料 … 30年度市町村民税額から算定
- ・父母の市町村民税額の合計

※父母の合計所得額が76万円以下（ひとり親の場合は38万円以下）の場合で、同居されている御親族がいる場合は、父母以外の扶養義務者（同居祖父母等）で家計の主宰者（主に生計を維持している）と判断される方の市町村民税額を含めて算定されます。

※住民票上で世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は、同居の取扱いとなります。

○次の場合は保育料が再計算されます。

- ・結婚や離婚により保護者（扶養義務者）に変更があった場合 … 申請が必要です。申請の翌月分（1日変更は同月分）から保育料が変更となります。
- ・市町村民税額が変更となった場合 … さかのぼって保育料が変更となる場合があります。



保育利用の申込

必ず申込の前に、児童と一緒に希望する園を見学してください。

- 条件…入園日に出生後2か月を過ぎており、集団保育が可能であること。
- 申込先…市窓口（こども未来課）・市内の認定こども園・保育所
- 入園日…3月・4月は1日のみ、それ以外は毎月1日と16日です。

※ただし、児童虐待防止に関して特別な支援を要する家庭の児童など、緊急性が高いと判断される場合には、この限りではありません。

- 市外の保育所等を利用するとき…入園日は毎月1日です。
 - ・市町村によって必要書類が異なります。
 - ・希望保育所等のある市町村へ事前に確認した上で、市窓口で手続きをしてください。



児童に食物アレルギー、障がい、発育上気になることがあるとき

- 園見学の際、対応について園へご相談ください。
- 中・軽程度の障がい児の保育を行っている園がありますので、お問い合わせください。

利用調整（選考）

- 書類を審査し、基準に基づく優先順位により利用調整を行います。（申込順ではありません）
- 不足書類がある場合、利用調整の点数に反映されませんのでご注意ください。

利用調整結果の通知

- 入園日のおよそ10日前に、結果を郵送にてお知らせします。
- 入園が決まったときは、園と連絡を取り合い、入園の準備を進めてください。
- 入園が決まった後に辞退するときは、すみやかに市窓口で手続きをしてください。
- 申込の結果、空き待ちとなった場合は、年度の最終入園（3月1日）まで毎回、利用調整の対象となりますが、初回の結果通知以降は入園が決まるまで結果は郵送しませんのでご了承ください。
- 空き待ちとなっている間に、申込の変更や取下げをするときは、市窓口で手続きをしてください。（変更手続きの締切は、入園申込締切日と同じです）

産休・育休明け保育利用予約について

- 保護者が法律に定める産前産後休暇、又は育児休業を取得したときは、復職前に、認定こども園又は保育所の利用申込みをすることができます。
- ただし、予約枠は園によって異なります。
- 受付は市窓口のみとなります。詳しくは市へお問い合わせください。

園で実施している子育て支援・保育サービス

利用申込や料金等については、実施している園へお問い合わせください。

延長保育	保育時間を延長して児童を預かります。
一時預かり	認定こども園(教育)・幼稚園…通常就園時間を超えて在園児を預かります。 認定こども園(保育)・保育所…普段、園を利用していない児童を一時的に預かります。
休日保育	日曜・祝日等に児童を預かります。
病児保育	当面症状の急変は認められないものの、児童が病気の回復期に至っておらず集団保育が困難なとき、病児保育室（小児科医院）で預かります。
病後児保育	児童が病気の回復期にあるものの、集団保育が困難なとき、病後児保育室で預かります。
地域子育て支援センター	普段、園を利用していない児童とその保護者を対象に、育児相談や親子遊び、季節行事の開催、子育て情報の提供等を行っています。

入園後 … こんなときには手続きが必要です

- ・書類は、園又は市窓口へ提出してください。
- ・手続や提出が遅れる場合は、市へ連絡をしてください。

支給認定証の有効期間が終了するとき

- 3号認定の児童が3歳を迎え、**2号認定になるときの手続は不要**です。
⇒園を通じて、新しい支給認定証を交付します。
3号認定の支給認定証は、園又は市窓口へお返しください。
- 保育を必要とする事由が**出産・求職活動・就学・職業訓練・育児休業**の場合
⇒**有効期間終了月の20日まで**に、認定の変更の手続をしてください。
・有効期間終了後は、保育所等の利用ができなくなります。
・育児休業の事由による継続利用は、育児休業対象児が1歳6か月に達する月の末日が限度となります。(ただし翌年度に就学を控えている場合は就学前まで)



証明書類に期限があるときは、再提出が必要です

- 証明書類の**期限が終了する前**に、新しい証明書類を提出してください。

(証明書類の期限の例)
就労証明書の就労期間
職業訓練の訓練期間
診断書の治療期間 など

保育利用時間(保育必要量)を変更するとき

- 変更申請の翌月から変更となります。
- 保育短時間から保育標準時間へ変更するときは、事由に応じた証明書類が必要です。

保育を必要とする事由が変わるとき

支給認定申請書兼現況届・支給認定証をあわせて提出してください。

このようなとき	変更後の事由	添付書類 (支給認定申請書兼現況届・支給認定証の他に必要なもの)	提出期限
○新たに就労したとき ○産休・育休後に復職するとき	就労	就労証明書(兼産休・育休証明書) ☺	有効期間終了月の20日
○出産したとき	育児休業	(公務員以外の場合) 就労証明書(兼産休・育休証明書) ☺ (公務員の場合) 辞令の写し	出産日から起算して8週間を経過する日が属する月の20日
	求職活動	なし(支給認定申請書兼現況届・支給認定証のみ)	
○退職したとき	求職活動	なし(支給認定申請書兼現況届・支給認定証のみ)	すみやかに
○出産予定があるとき	出産	母子健康手帳の出産予定日の記載があるページ(写し)	すみやかに
○求職活動をしているが認定期間内に就労見込がないとき	求職活動	求職活動による入園期間は、基本的に年度内に5か月間までとなります。 ※認定期間によっては、再度認定の申請ができる場合がありますのでお問合せください。	有効期間終了月の20日

- ☺ 産休・育休前と同じ就労先に復職するときは、**復職日**の記載が必要です。
育休を取得する(した)ときは、**雇用保険の被保険者番号・事業所番号**の記載が必要です。



正当な理由なく変更の手続を行わないとき、又は保育を必要とする事由に該当しなくなっていたときは、子ども・子育て支援法第24条により、認定を取り消す場合があります。

転園・退園のとき

- 転園日**…**毎月1日** ⇒ 転園日に応じた申込締切日までに手続をしてください。
※転園決定後は、現在の園に戻ることができませんので、よく検討してからお申込みください。
- 退園日**…**毎月末日** ⇒ 退園希望月の20日までに手続をしてください。
- 認定こども園(1号認定)又は幼稚園へ転園するときは、直接園へお申込みください。
- 転園が決まったとき、退園するときは、現在利用している園へ退園の連絡をしてください。

認定内容や世帯状況が変わったとき

※認定内容や保育料は、申請の翌月から変更となります。

状 況	必 要 書 類
2号→1号認定へ変更・転園	・支給認定申請書兼現況届 ・支給認定証
1号→2号認定へ変更・転園	・支給認定申請書兼現況届 ・支給認定証 ・保育利用申込書 ☆
支給認定内容の変更 (事由・保育利用時間・有効期間など)	・支給認定申請書兼現況届 ・支給認定証 ※利用案内5も参照 ☆
保育申込内容の変更(希望園変更など)	・保育利用申込書
支給認定の取消し(保育申込取下げ) 新制度へ移行しない幼稚園へ転園 退園 市外転出	・支給認定取消申請書 ・支給認定証
ひとり親となった	・支給認定申請書兼現況届 ・支給認定証 ・全部事項証明書(戸籍謄本)
ひとり親だったが結婚した	・支給認定申請書兼現況届 ・支給認定証 ・配偶者の就労証明書等 ・配偶者が転入者の場合、前市町村の市町村民税額がわかる書類
祖父母と同居・別居となった	・保護者の所得により、保育料の算定において同居祖父母の市民税額が合算される場合があります。 ・必要な手続については市へお問い合わせください。
住所が変わった	・支給認定変更届 ・支給認定証
支給認定証の再発行	・支給認定証再交付申請書

☆内容により、利用案内2の証明書類も必要です。

平成30年度 入園日・申込締切日

2号・3号認定

入園日	申込締切日	入園日	申込締切日	入園日	申込締切日
平成30年 4月 1日	1回目 1月31日	8月 1日	7月 13日	12月 1日	11月 15日
	2回目 2月28日	8月16日	7月 31日	12月16日	11月 30日
	3回目 3月14日	9月 1日	8月 15日	平成31年 1月 1日	12月 14日
5月 1日	4月 13日	9月16日	8月 31日		1月16日
5月16日	4月 24日	10月 1日	9月 14日	2月 1日	1月 15日
6月 1日	5月 15日	10月16日	9月 28日	2月16日	1月 31日
6月16日	5月 31日	11月 1日	10月 15日	3月 1日	2月 15日
7月 1日	6月 15日	11月16日	10月 31日		
7月16日	6月 29日				

※入園日が日曜日・祝日のときは、直後の平日から入園となります。